

(7)

政治団体解散届

総務大臣
静岡県選挙管理委員会

令和〇〇年4月20日

- 1 代表者及び会計責任者の氏名の記載が記載例のような「記名押印」又は本人による「署名」の場合は、従前どおり提出可能です。
- 2 会計責任者及び代表者の氏名の記載がどちらか一方あるいは両方が記名の場合、提出者が誰かにより以下の手続が必要になります
- ア 提出者が代表者及び会計責任者の場合⇒本人確認書類の提出又は提示
- イ 提出者が代理人の場合⇒当該代理人の権限を証する書面（委任状等）及び本人確認書類の提示又は提出

政治団体の名称 静岡たろう後援会

事務所の所在地 静岡市駿河区有明町2-20

代表者の氏名 三島一郎

三
島
一
郎

会計責任者の氏名 天竜一子

天
竜
一
子

令和〇〇年3月31日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

- ・解散年の1月1日から解散日までの収支を記載した収支報告書（宣誓書は代表者と連名）が併せて必要です。
→解散年より前に未提出だった年がある場合は、未提出分も併せて提出する必要があります。
- ・資金管理団体に指定している場合、「資金管理団体でなくなった旨の届（または指定取消届）も併せて必要となります。